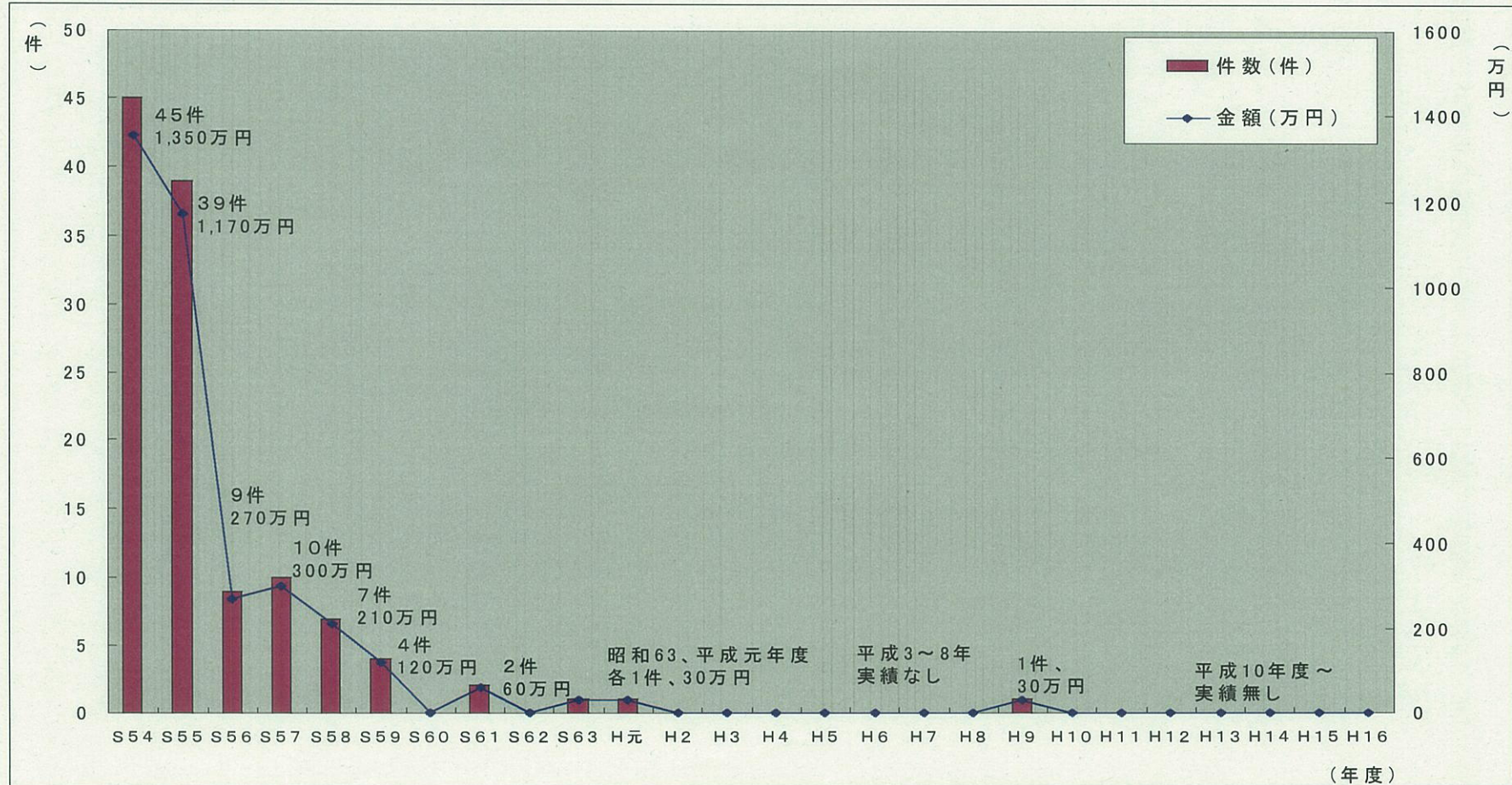


勤労者財産形成基金設立奨励金制度

1. 制度の概要

財形基金の設立を促進するため、設立時に独立行政法人雇用・能力開発機構から1基金につき30万円の設立奨励金を支給するものである。

2. 財形基金設立奨励金の支給実績の推移



(資料出所)「財形融資等業務統計 (平成16年度版)」

勤労者財産形成基金制度

1. 制度の概要

事業主が雇用する勤労者との合意によって法人である財形基金を、厚生労働大臣の認可を受けて設立し、事業主が基金に金銭（毎年、勤労者1人につき最高10万円まで）を拠出し、基金はこれを取扱機関に払込み、7年間運用毎に、それまでの払込金の合計と運用益を勤労者に支払う制度である。

2. 税制上の取扱い

税制上、財形給付金制度と同様の特別の措置が講じられる。

(参 考) 勤労者財産形成基金給付金制度の仕組み

